

# 平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

## 速 記 録

平成24年10月31日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

小川環境都市づくり課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員23名のうち、15名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

なお、大塚委員におかれましては、間もなく到着されるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成24年度第6回総会の開催をよろしく願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、あわせてよろしく願いいたします。

小島審議会会長 会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいます。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。よろしく願います。

ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会を開催します。

本日は会議次第にありますように、答申が3件、これにかかわる審議を行った後、受理報告を受けることにいたします。

それでは、「西品川一丁目地区再開発計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、山本第二部会長から報告を受けたいと思います。よろしく願います。

山本第二部会長 それでは、資料1をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、資料1、1ページをご覧くださいと思います。

平成24年10月31日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

「西品川一丁目地区再開発計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページをご覧ください。

「西品川一丁目地区再開発計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成24年3月26日に「西品川一丁目地区再開発計画」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は5ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、付加率が最大40.5%である上に環境基準も超えている。よって、予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う建設作業振動は勧告基準値を下回るとしているが、最大と予測される計画地南側敷地境界付近には住宅地が隣接していることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

3ページでございます。

2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の本事業による増加分はわずかであるとしているが、環境基準値は現況においても上回っており、工事用車両の走行についてより一層の環境保全措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

#### 【地 盤】

事業の実施に当たっては、地盤沈下防止の観点から、きめ細かな地盤高測定と観測井の地下水測定を行い、その数値の変化を注視するなどして、計画地とその周辺の地盤変動の未然防止に努めること。

#### 【水循環】

山留壁の設置及び地下躯体の存在により、地下水流を遮断する可能性があるとしていことから、工事完了後の地下躯体による地下水流動阻害への対応策について分かりやすく記述すること。

また、計画地における雨水流出抑制対策の具体的な方法を示すとともに、定量的な評価を行い、その効果について記述すること。

#### 【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内には広場が設置され、歩行者動線が整備されること等から、より一層の防風対策を実施すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

#### 【景 観】

計画地周辺道路沿道の緑化整備を図り、広場内の緑の質と量を高めることにより、緑豊かで賑わいのある新たな都市景観が創出されるとしていることから、その植栽計画について詳細に記述すること。

また、高木・低木等植栽の配置計画については、平面図による図示にとどまらず、立体的に示すなどして圧迫感の低減効果を明らかにすること。

#### 【自然との触れ合い活動の場】

1 計画地周辺市街地の景観等に配慮した樹種を選定することにより、緑の質と量を高める計画としていることから、その計画の内容を分かりやすく説明すること。

2 計画地内に歩行者動線を整備することにより、周辺の史跡めぐりコースや散歩道等のネットワークが創出され利便性が向上するとしていることから、このことについて分かりやすく説明すること。

#### 【廃棄物】

1 工事の施行中における建設発生土の発生量は、その根拠が不明なことから、施工計

画を踏まえて予測の詳細を示すこと。

2 工事の施行中における廃棄物の予測結果については、廃棄物の種類別に発生量、資源化量及び資源化率を分かりやすく整理すること。

5 ページには、付表がございます。なお、都民の意見を聴く会は公述申込みがなかったため、開催されませんでした。

以上でございます。

山本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

この「西品川一丁目地区再開発計画」に係る環境影響評価書案は、平成 24 年 3 月 26 日に当審議会に諮問されまして、第二部に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における 3 回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることにいたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から 4 件の意見書の提出がございました。

また、関係区長である品川区長からも意見が提出されています。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、先ほど御説明がありましたように、申し出がございませんでしたので、開催されておられません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議をいたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書案の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業の計画地は、JR 山手線の大崎駅南側約 400m に位置しておりまして、西側を JR 東海道新幹線、東側を JR 湘南新宿ライン、これらに挟まれた面積約 3.9ha の敷地です。

事業の内容は、業務、住宅、工場等を主な用途とする建築物を建設するものであり、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

まず「大気汚染」ですけれども、二酸化窒素の予測値は、建設機械の稼働によって最大となる地点が環境基準を超えております。これは付加率が高いことが主な原因となっております。工事に当たりましては、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

次に、「騒音・振動」です。計画地南側には、密集した住宅地が隣接して存在しておりま

すことから、工事に当たりまして、建設作業振動への配慮を特に求めるものなど、2件でございます。

続いて、「地盤」です。工事による地盤や地下水位への影響は小さいと予測しておりますけれども、十分な監視を行うことで、地盤変動等の未然防止に努めることを求めるものでございます。

次は、「水循環」です。工事により地下水流に影響が生じる可能性が予測されておりまして、工事完了後の流動障害対策について、分かりやすく記述を求めるものなど、2件でございます。

次に、「風環境」です。計画地の南側と北側で、比較的強い風となる地点がありまして、中央の広場や歩行者通路等、利用者が集まるポイントなどに対しては、効果的な防風植栽等によりまして、風環境の改善を求めるものでございます。

次に、「景観」です。形態率が増加する計画地南側の2地点へは、高木あるいは低木を効果的に植樹するなどして、圧迫感の軽減を求めるものなどでございます。

最後に、「廃棄物」です。工事に伴う建設発生土の発生量の根拠を明確にすることを求めるもの、このほか2件でございます。

以上、私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か意見等ございましたら、お願いします。

第二部会の方々、何か補善等も含めて意見がございましたら、どうぞ。特にございませんでしょうか。

それでは、第二部会で十分審議していただきました内容でございますので、特に意見がないようでございますから、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきまして、事務局で答申のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

平成 24 年 10 月 31 日

東京都知事

石原 慎太郎 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「西品川一丁目地区再開発計画」環境影響評価書案について（答申）

平成 24 年 3 月 26 日付 23 環都環第 588 号（諮問第 392 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

答申内容については、先ほど読み上げたとおりでございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

次に、進ませさせていただきます。

「都営桐ヶ丘団地（第 4 期・第 5 期）建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この事案につきましても、第二部会で審議してもらいましたので、これについても、山本第二部会長から報告を受けることにいたします。よろしく申し上げます。

山本第二部会長 それでは、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

では、初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

宗野アセスメント担当課長 資料 2 をご覧いただきたいと思います。

平成 24 年 10 月 31 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 山本 貢平

「都営桐ヶ丘団地（第 4 期・第 5 期）建替事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

7 ページをごらんください。

「都営桐ヶ丘団地（第４期・第５期）建替事業」に係る環境影響評価書案について。

## 第１ 審議経過

本審議会では、平成 24 年 4 月 27 日に「都営桐ヶ丘団地（第４期・第５期）建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、10 ページでございます。

## 第２ 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【大気汚染、騒音・振動】

計画地を南北に縦断する区道については、計画地外の主要道路との円滑な交通ネットワーク確保のため整備するとしていることから、当該道路の利用計画を示すとともに、既存の周辺道路等に与える影響について記述すること。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、計画地内で最大濃度となる地点を予測・評価しているが、計画地周辺に及ぼす影響についても予測・評価すること。

なお、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値は、最大着地濃度出現地点で環境基準を超えていることから、環境保全措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

### 【騒音・振動】

1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動については、計画地内で最大となる地点を予測・評価しているが、計画地周辺に及ぼす影響についても予測・評価すること。

2 建替工事区域に近接して小学校と中学校が存在することから、解体工事及び建替工事における環境保全措置の徹底を図り、騒音の低減に努めること。

3 工事用車両の通行による騒音について、事業実施に伴う増分は小さいと予測しているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも多くの地点で環境基準を超えていることから、環境保全措置の徹底を図り、騒音の低減に努めること。

### 【日 影】

特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度については、予測地点をすべて計画地内に設定しているが、計画地周囲の配慮すべき施設等における日影の状況の変化についても予測すること。

#### 【電波障害】

東京スカイツリーから送信が計画されている地上デジタル放送については、本放送開始後、現地調査を実施した上で、速やかに障害範囲を予測し報告すること。

#### 【景 観】

1 高木の植栽など団地内の緑化を進めることにより、圧迫感の軽減を図るとしていることから、植栽の状況を明らかにするとともに、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること。

2 圧迫感の変化の程度については、予測地点をすべて計画地内に設定しているが、計画地周囲における圧迫感の変化についても予測すること。

なお、圧迫感の変化の程度の予測は、通常、正射影の天空写真による形態率を算出するが、等距離射影のものを用いていることから、形態率の算出過程を記述すること。

#### 【自然との触れ合い活動の場】

1 都市計画公園に関して、道路の拡幅及び新設に伴う変更範囲が不明確であるため、これを明らかにすること。

2 都市計画公園の再整備では既存の都市計画公園と同等の機能を維持し、都市計画公園以外の団地内でも緑化を進めるとしていることから、緑化計画や既存樹木の保全方法等について具体的に説明すること。

3 都市計画公園の再整備において、北側と南側の都市計画公園の連続性を図るとしていることから、これらを結ぶ歩行者動線を示すことなどにより、ネットワークの形成と都市計画公園の利用性の向上について記述すること。

#### 【廃棄物】

建設廃棄物の排出量の予測では、除去工事に伴う金属くずや木くずなどの廃棄物のほか、計画建築物の建設に伴い発生する建設廃棄物についても、「東京都リサイクル推進計画」の目標値などを踏まえ、再資源化率を設定すること。また、再資源化の方法についても記述すること。

#### 【温室効果ガス】

太陽光発電整備の設置によりエネルギー消費量が削減されると予測しているが、その

規模が不明確なことから、具体的に記述すること。

以上でございます。

山本第二部会長 それでは、審議の経過につきまして、御報告いたします。

「都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業」に係る環境影響評価書案は、平成24年4月27日に当審議会に諮問されまして、この第二部に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることにいたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から9件の意見書の提出がございまして、さらに、関係区長である北区長及び板橋区長からも意見が提出されております。

なお、これらの意見に対しましては、見解書に事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会につきましては、13名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますけれども、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めることとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について、御説明いたします。

本事業の計画地は、JR赤羽駅の西側約1kmに位置する桐ヶ丘団地でありまして、団地全体の面積は約45haでございます。団地の建てかえは、第1期から第3期まで段階的に進められてきておりまして、今回の事業はこれに続くものであります。

対象事業の種類は「住宅団地の新築」でございます。

まず、「大気汚染、騒音・振動」共通の意見です。計画地を南北に縦断する区道につきまして、利用計画を示すとともに、周辺の道路に与える影響を記述するよう求めるものでございます。

「大気汚染」です。建設機械の稼働に伴う大気質に関しまして、計画地周辺に及ぼす影響についても、予測・評価することなどを求めるものでございます。

次に、「騒音・振動」です。建てかえ工事区域に近接しまして学校が存在することから、工事における環境保全措置を徹底するよう求めるものなど、3件でございます。

次に、「日影」です。特に配慮すべき施設における日影の変化の程度につきまして、計画地周囲においても予測するよう求めるものでございます。

「電波障害」です。東京スカイツリーの地上デジタル波について、本放送開始後、障害範囲を予測し、報告するよう求めるものでございます。

「景観」です。団地内の緑化に関して、植栽の状況と圧迫感低減の効果を説明するよう求めるものなど、2件でございます。

「自然との触れ合い活動の場」です。都市計画公園の再整備に関しまして、緑化計画や既存樹木の保存方法について、具体的に説明するよう求めるものなど、3件でございます。

「廃棄物」です。計画建築物の建設において発生する廃棄物についても、再資源化率を設定するよう求めるものでございます。

最後に、「温室効果ガス」です。エネルギー消費を削減するため設置するとしています太陽光発電設備の規模を具体的に記述するよう求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ありましたら、どうぞ。

何か補足事項はございますか。

山本第二部会長 「騒音・振動」で1つだけ補足させていただきます。

「騒音・振動」の2番目のところ、小学校、中学校ということなのですが、建てかえ事業区域、先ほど45haとありましたが、その中に存在しています。その中に、さらに建てかえ工事区域というものが点在してしまっていて、実は、影響評価では工事区域の敷地境界上で最大値を予測したり、コンターを書いているのですが、気がつかなかったのですが、そこに小学校と中学校が近接して存在しているということが分かりました。普通は生活環境保全という観点からアセスをするのですが、この場合は、学校ということで教育環境として良好になるように、環境保全措置を一層強化してほしいということで、こういう意見をつけさせていただいております。

小島審議会会長 補足どうもありがとうございました。

ほかに第二部会の方々に、補足等々ございますか。

山下委員、どうぞ。

山下委員 山下です。

都民の方の公聴会に参加させていただきましたので、その点を踏まえまして、内容はただいま朗読のありました別紙のとおりでございますが、1点意見を申し上げたいと思います。

それは、本件の事業が既存の住宅団地の建てかえ事業であり、それが長期に及んでいると

いうことでございますけれども、住民の方の御関心も非常に高いことから、例えば南北に走る道路の利用計画であるとか、植栽等について、計画が具体的になりました段階で評価書に記載するのみならず、住民に対する周知等の情報提供に努めていただきたいと思いますので、1点申し上げる次第です。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

大塚委員、どうぞ。

大塚委員 恐れ入ります。近くに小中学校があるということなので、お伺いしたいだけなのですが、建物の解体のときのアスベストの飛散の問題が気になりますが、評価書案の35ページ上から8つ目に出ていますけれども、これについては対応してくださいということしか申し上げられないと思うのですが、あまり評価書案の中では詳しくはふれていないと思いますけれども、これについてはどういうことになっているかということだけお伺いしたいと思います。

小島審議会会長 これは事務局のほうで。

宗野アセスメント担当課長 古い団地ですから、中にはそういうものが使用されていることも想像されますけれども、それについては適切に処理すると事業者のほうから聞いております。

大塚委員 今、大気汚染防止法との関係でも、この点は問題になっていますので、近くに小中学校があるので、ぜひ、お気をつけいただけるとありがたいと思います。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。

それでは、事務局のほうで適切な対処をよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、ただいま報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。答申のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

小島審議会会長 それでは、答申書を読み上げてください。

宗野アセスメント担当課長 はい。

24 東環審第 20 号

平成 24 年 10 月 31 日

東京都知事

石原 慎太郎 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「都営桐ヶ丘団地（第 4 期・第 5 期）建替事業」環境影響評価書案について（答申）

平成 24 年 4 月 27 日付環都環第 40 号( 諮問第 393 号 )で諮問があったこのことについて、  
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど朗読した内容でございます。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

では、次の案件に移らせていただきます。

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を  
行います。この事業につきましても、第二部会で審議していただきましたので、山本第二部  
会長から報告を受けたいと思います。

山本第二部会長 では、資料 3 をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 11 ページをご覧ください。

平成 24 年 10 月 31 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 山本 貢平

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価書調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

12 ページをご覧ください。

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について。

## 第 1 審議経過

本審議会では、平成 24 年 8 月 10 日に「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について、諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表はお隣、13 ページにあります。

## 第 2 審議結果

### 【土壌汚染】

計画地内には病院が存在しており、土壌汚染のおそれがあると考えられることから、土地利用の履歴等の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

## 第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価書の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付表が 13 ページにあります。

以上でございます。

山本第二部会長 では、審議の経過について御報告いたします。

「（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画案は、平成 24 年 8 月 10 日に当審議会に諮問されまして、第二部会に付託されました。

本事業は、JR 四谷駅前の約 1.8ha の敷地に、業務、商業、住宅、教育からなる複合建築物を建設するものでありまして、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

本調査計画書に対しまして、周知地域区長である千代田区長及び新宿区長から意見が提出

されましたが、都民からの意見書の提出はございませんでした。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

意見は土壌汚染に対するものでございます。計画地内における病院の存在によりまして、土壌汚染の可能性があるため、必要に応じて予測・評価項目として選定することを求めるものでございます。

本件の審議に当たりましては、これらの意見を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を今後作成するよう求める次第でございます。

以上、私からの報告を終わります。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの報告につきまして、何か意見がございましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

計画書でございますので、今後の評価書等々へこれを反映させていただければと思います。どうもありがとうございます。

ほかに発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 それでは、かがみを配付してください。

(かがみ配付)

小島審議会会長 それでは、朗読よろしくをお願いします。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

24 東環審第 21 号

平成 24 年 10 月 31 日

東京都知事

石原 慎太郎 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成 24 年 8 月 10 日付 24 環都環第 229 号(諮問第 398 号)で諮問があったこのことにつ

いて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げましたとおりでございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

続きまして、受理関係に移りたいと思います。受理関係について、事務局から報告をよろしく申し上げます。

小川環境都市づくり課長 それでは、受理報告について御紹介させていただきます。

審議会資料 14 ページ、資料 4 でございます。

1、環境影響評価書「京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業」。こちらにつきましては、環境影響評価法に基づき行われたものでございます。それから、「（仮称）港区芝浦一丁目計画」こちらについて、評価書が提出されております。内容につきましては、後で説明させていただきます。

2番、事後調査報告でございます。「南山東部土地区画整理事業」ほか 8 件でございます。

15 ページ、3、変更の届け出でございます。「東京都市計画道路放射第 35 号線（練馬区早宮～北町間）建設事業」ほか 1 件でございます。

4 番目といたしまして、着工の届け出が出てございます。「東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業」ほか 1 件ということで、受理してございます。

個別の事案につきましては、この後、説明させていただきます。

宗野アセスメント担当課長 本日の資料、16 ページをご覧ください。

京王電鉄京王線の連続立体交差化事業の準備書に対して、知事意見を付しましたけれども、今回、評価書を作成しましたので、知事意見と評価書との関係でございます。

まず、「大気質（粉じん等）」に関してでございますが、1 つ目の意見は立坑等における施工内容を分類いたしまして、これに対応する環境保全措置の記述を求めるものでございまして、対応といたしまして、連立区間、増設区間ごとに施工内容を分類いたしまして、対応する保全措置の内容を追記しております。

2 つ目の意見は、大気質の予測に用いた類似事例との類似性を明らかにすることなどを求めるものでありまして、対応は、工事で用いる主な建設機械を類似事例と比較することによりまして、その類似性を明らかにしております。

「騒音・振動共通」の 1 つ目の意見は、予測評価した内容を確認するため、適切に事後調査を行うことなどを求めるものでありまして、対応は、事後調査を実施いたしまして、その

結果に応じて追加の環境保全措置を実施する見解を追記しているということです。

2 つ目の意見は、工事が長期間でありまして、夜間に及ぶということから、地域の住民に十分な説明を行うことなどを求めるものでありまして、対応といたしまして、工事説明会等を開催して、地域住民に分かりやすい説明に努めることなどの見解を追記しております。

「騒音」の1 つ目の意見は、仮線の高架部分について高さ方向の予測を行うことなどを求めるものでありまして、これに対応して、仮線の高さ方向の予測を追記しております。

「騒音」の2 つ目の意見は、計画路線の周辺は中高層住宅や学校や病院があるということから、効果の高い環境保全措置を検討し、列車走行による列車の騒音の低減に努めることを求めるものでありまして、対応として、ロングレールやレールの重量化のほか、新技術導入を検討するなど、さらなる騒音の低減に努めるという見解を追記しております。

3 つ目の意見については、付属街路が設置されていない区間がございますけれども、そこに近接する中高層住宅等に対しまして、効果の高い遮音壁の活用などを検討し、列車走行による騒音低減に努めることを求めるものでございます。対応は、2 つ目の意見の対応と同じでございます。

「振動」に関する意見は、防振地中壁の設置に関してですが、その設置場所がどこか。また、低減の効果はどのようなものを具体的に記述することを求めるものでありまして、設置場所は T-22 地点付近の盛土区間に設置するという。また、これを設置することによる低減の効果を追記しております。

「水循環、地盤共通」の1 つ目の意見は、事業の実施によりまして、浅い部分の地下水への影響についても、必要に応じて予測等を行うことを求めるものでありまして、これに対応して、浅い第一帯水層への影響について、予測・評価を行っております。

2 つ目の意見は、施工区域周辺の地下水位の状況について、具体的な監視方法の記述を求めるものでありまして、対応として、既設の観測井のほかに、必要に応じて観測井を設置いたしまして、地下水位の観測を行うことを追記しております。

「水環境」に関しての意見ですが、今回の事業において、設置する土留壁や鉄道施設と地下水との関係を明らかにするよう求めるものでありまして、対応として、これらの施設を地下水位の予測図に重ねて明記しております。

「電波障害」の意見でございますが、衛星放送の電波障害については、現時点でも予測できることから、これを行うよう求めるものでございまして、この対応として、電波障害の予測・評価を行っております。

「景観」に関しての1つ目の意見は、低層住宅が多くを占める地域における景観の変化について、必要に応じて予測などを行うことを求めるものでありまして、対応といたしまして、このような地域における景観の変化について、モニタージュ写真を用いて予測を行っております。

2つ目の意見は、高架構造物等の外壁に関しまして、圧迫感の低減を図る方策を記述することを求めるものでありまして、これに関しましては、事業実施段階で東京都のガイドラインなどに基づきまして、周辺の町並み景観を妨げないように配慮することなどを追記しております。

「史跡・文化財」に関する意見は、事業の実施によりまして、玉川上水の改変の範囲がどのようなところに及ぶのか明らかにするよう求めるものでありまして、対応として、その改変の範囲の図を追加しております。

「人と自然との触れ合い活動の場」に関する1つ目の意見は、玉川上水緑道の遊歩道に関してですけれども、工事につけかえる位置などを明らかにするよう求めるものでありまして、対応として、仮線時などの遊歩道の状況の図を追加しております。

2つ目は、高架構造物のデザイン等の検討により、周辺環境との調和を図るとしていることについて、具体的に説明をするよう求めるものでありまして、対応といたしまして、事業の実施段階において、地元区などと検討を協議し、調和を図っていくという見解を追記しております。

「廃棄物」に関しまして、1つ目の意見は、建設廃棄物などについて再利用率の設定などを求めるものでありまして、具体的な再資源化率を設定する対応をしております。

2つ目の意見は、駅舎等のアスベスト成形板について、適切な処理方法等を記述するよう求めるものでありまして、対応として、アスベストに関するマニュアルに基づき、適切に処理することを追記しているということでございます。

以上が、京王線の知事意見の対応でございます。

上田アセスメント担当課長 続きまして、20ページをご覧ください。

「(仮称)港区芝浦一丁目計画」環境影響評価書案審査意見書と影響評価書との関連でございます。

まず、「大気汚染」でございますが、意見の内容は、二酸化窒素の大気質への影響の一層の低減に努めるというものでございます。評価書への記載内容としては、排出ガス対策型建機の使用に努めることなどを追記いたしました。

次に、「地盤」でございます。地盤沈下の防止策を講じるとともに、観測データを注視し、地盤変形等の未然防止に努めることというものでございます。評価書の記載内容といたしましては、地下水が低下傾向を示した場合、速やかに地盤沈下防止対策を講じるなどを追記いたしました。

続きまして、「風環境」でございます。周辺への一層の防風対策を実施することというところでございます。対応策といたしましては、多様な樹種の配置と維持管理の実施状況を確認するということを追記いたしました。

21 ページ、「景観」でございます。遊歩道や広場、緑地帯の整備内容とその効果を分かりやすく記載することというものでございます。評価書への記載内容としては、整備イメージ、歩行者空間のイメージを追記いたしました。

続きまして、「廃棄物」でございます。1 つ目の意見といたしまして、場外へ搬出する建設発生土の適正な処理・処分方法を記述することというものでございますが、対応といたしましては、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で、場外搬出する旨記載しております。

2 つ目といたしましては、廃棄物の予測結果を一覧で整理することというものでございますが、発生量等を一覧で整理いたしましたということでございます。

以上でございます。

続きまして、22 ページをご覧くださいと思います。事後調査報告書でございます。

「南山東部土地区画整理事業」についてでございます。報告書受理日は本年 9 月 18 日、事業の種類は土地区画整理事業でございます。

事後調査の区分でございますが、工事の施行中その 3、これは 23 年度末までというものでございます。

内容でございますが、「1 大気汚染」については、降下ばいじんの事後調査結果は、切盛土工事着工前の測定結果を下回ってございます。また、人家が近接する盛土箇所には、高さ 5m の防じんシートを設置して、対策をいたしました。

続きまして、「2 騒音」でございます。事後調査結果は、最大値で 66db であり、予測結果を下回り、勧告基準値も下回ってございます。

続きまして、「3 振動」でございます。事後調査結果は、最大値で 48db であり、予測結果を下回り、勧告基準値も下回ってございます。

続きまして、「4 水質汚濁」でございます。浮遊物質量の事後調査結果は、環境基準値の

50mg/Lを下回っているということでございます。

続きまして、23ページ、「5 史跡・文化財」でございます。今回の発掘調査においては、縄文時代、中世及び近世以降における遺構、遺物を確認いたしました。埋蔵文化財包蔵地は改変することになりますけれども、記録保存を図ってございます。

「6 廃棄物」でございます。今回は途中経過としての報告となるものでございますが、排出量はアスファルト塊で12.5m<sup>3</sup>などとなっております。掘削土は、事業区域外へ搬出してございません。

苦情の有無でございますが、大気汚染に関するものが5件、騒音に関するものが15件、振動に関するものが5件ございましたが、対応の結果、理解を得たという報告を受けております。

続きまして、24ページをご覧ください。

「東京港臨海道路建設事業」、これは東京港ゲートブリッジも含む道路でございます。受理日は本年9月21日、事業の種類は道路の新設。今回の事後調査区分は、工事施行中その7ということで、19年、20年度というものでございます。

「1 大気汚染」でございますが、工事用車両の走行に伴う二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素は、各項目とも環境基準を下回ってございます。

「2 騒音」、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、予測結果と同程度、または下回ってございます。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、予測結果と同程度となっております。

「3 振動」、建設機械の稼働に伴う建設作業振動は、予測結果を下回ってございます。工事用車両の走行に伴う振動は、予測結果及び環境確保条例に基づく規制基準を下回ってございます。

「4 地盤沈下及び地形・地質」でございます。掘削工事による地下水への影響はございませんでした。また、安定性にも変化がございませんでした。

25ページ、「5 陸上動物」でございます。中央防波堤内側埋立地周辺において、評価書作成時に比べ2種増加しております。若洲海浜公園周辺において、評価書作成時に比べ、2種増加してございます。事後調査で確認されなかった種の多くは、東京湾で一般的に見られる水鳥でございまして、生息場所を移動したものと考えられ、工事による影響は少ないということが考えられております。

「6 電波障害」でございます。調査を行った15地点のうち、11地点で画像評価や受信電

圧の低下が見られましたが、評価書作成後に建設された建造物による影響であるものと考えてございます。

苦情については、ございませんでした。

26 ページをご覧いただきたいと思います。

「二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路 125 号線建設事業」でございます。

受理日は本年 10 月 11 日でございます。

事業の種類は、高層建築物の新築などでございます。

事後調査の区分は工事施行中その 2 で、21 年、22 年度分となっております。

二子玉川東地区の再開発事業についてでございますが、「1 大気汚染」、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素濃度、建設機械稼働に伴う二酸化窒素濃度は、予測結果を下回っております。

「2 騒音・振動」でございます。工事用車両の走行時における道路交通騒音のレベル、道路交通振動のレベルは予測結果とほぼ同程度か、それを下回っております。建設機械の稼働時の建設作業騒音レベルは、予測結果を上回ってございました。

上回った要因といたしましては、建設機械以外の暗騒音の影響が大きかったものと考えてございます。建設機械の稼働時の建設作業振動レベルは、予測結果とほぼ同程度か、それを下回っております。

27 ページ、「3 水文環境」でございます。地下水変動は調査 2 地点ともほぼ一致した動きを見せておりまして、いずれも天候によるものと考えられてございます。周辺の地下水等に影響を及ぼすことはなかったということでございます。

補助第 125 号線建設事業でございます。「騒音・振動」について、建設機械の稼働時の建設作業騒音レベルは、予測結果を上回っております。これは隣接した多摩川河川敷においてスーパー堤防工事が行われていたという関係で高かったということになってございます。

建設機械の稼働時の建設作業振動レベルは、予測結果とほぼ同程度かそれを下回っております。

苦情の有無でございますが、訂正がございまして、そこに「なし」とプリントされておりますが、ございまして、大気汚染が 5 件、粉じんとかほこりとか飛んできたという申し出でございました。騒音・振動については 31 件ございまして、これはクレーンの打撃音とか車両交通の騒音ということで申し出がございまして、事業者のほうで全て対応をした上で御理解

をいただいたということになってございます。苦情の有無について、訂正をしていただければと思います。

宗野アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 28 ページをご覧ください。

こちらは「小名木川貨物駅跡地商業施設建築事業」の事後調査報告書です。

5.6ha の敷地に、約 11 万 m<sup>2</sup> の商業施設などを建設する事業でございます。平成 22 年に既に供用している案件でございます。

今回は、工事の完了後の報告ということでございます。

1 つ目は、「廃棄物」です。商業施設の供用に伴う廃棄物の排出量は、表のとおりでございます。事後調査結果は予測結果を大きく下回ってございましたけれども、入居店舗が廃棄物の発生量の低減に努めたことなどによるものということです。

2 つ目は、「温室効果ガス」です。こちらについても、事後調査結果は予測結果を下回ってございました。廃熱利用のほか、LED 照明などエネルギーを効率的に使用したことによるものということでございます。

29 ページをご覧ください。

こちらは「京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業」の事後調査報告書でございます。平成 9 年に答申をいただいた案件でありまして、1.7km の区間を高架にするものでございます。

調査の内容でございますけれども、騒音・振動とも建設機械の稼働と仮線の走行時によるものを調査しておりますが、それぞれ事後調査結果は予測値と同程度か下回っていたということでございます。

苦情のほうはございませんでした。

30 ページをご覧ください。

こちらの案件から 4 件の事後調査報告につきましては、昨月の総会でも報告をした案件でございます。この案件は昨月もお話ししましたが、本来提出すべき時期を大幅におくれて提出されているものであります。これについて、昨月の総会では柳部会長や山下委員から厳しく指摘をされたところでございます。

事務局では、これを受けまして、遅れている案件を洗い出しまして、早期に提出するよう個別に指導を行っているところでございます。このような案件が数件あることを確認しておりまして、今後、適宜報告をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

30 ページは、是政橋の道路建設事業の事後調査報告書でございます。平成 3 年に答申をい

ただいた案件でございます、府中街道が多摩川を渡る部分の 1km の区間を整備するものでございます。

調査の内容は 22 年度に行ったものでございます。

「騒音」につきまして、基礎工などにおける事後調査結果が予測値を上回っております。この原因は、異なる工種における建設機械が近接して稼働していたことなどによるものという事です。

「振動」に関しまして、事後調査結果は予測値と同程度か下回っております。

「水質汚濁」につきましては、SS と BOD につきましては、予測値を下回っております。pH につきましては、予測値と同程度であったということです。

31 ページをご覧ください。「水生生物」に関してですけれども、それぞれ調査結果を記載しておりますが、(4)の底生動物については、評価書の作成時より増加していたということでございます。個体数では、耐汚濁性の種の減少が見られたことから、河川の水質が良好になっているものと考えられるとしております。

苦情のほうはございませんでした。

32 ページをご覧ください。

こちらは同じ事業の 23 年度分の調査結果でございます。

「騒音」につきましては、事後調査結果は予測値を 3db ほど上回っているところがあった。原因といたしましては、ハツリ作業時の騒音などが測定された結果によるものということです。

「振動」につきましては、事後調査結果は予測値と同程度か下回っていたということです。

33 ページをご覧ください。

昨月に続きまして、報告の案件です。3・2・6 号調布保谷線の西東京の東伏見から北町間の建設事業でございます。平成 10 年に答申をいただいた案件で、3.9km を整備するものでございます。

今回の調査は、21 年度のものでございます。

「騒音」に関しましては、トンネルの土工部などの事後調査結果が予測値を上回っております。この原因は、建設機械の稼働位置が予測時より近接していたことなどによるものということでございます。

「振動」につきましては、舗装工の事後調査結果で予測値を上回っていたということです。原因といたしましては、建設機械の稼働台数が増加したことなどによるものということです。

34 ページをご覧ください。3・2・6 号調布保谷線の三鷹市野崎から武蔵野市関前間の建設事業の事後調査報告書です。平成 12 年に答申をいただいた案件で、3.1km の区間を整備するものでございます。調査の内容は 21 年度の内容のものでございます。

「騒音」と「振動」に関しましては、事後調査結果は予測値を下回っておりました。

3 は、「水生生物」でありまして、この案件は玉川上水を横断することから、水生生物についても調査を行っているということです。

35 ページの(4)のところに底生生物がございしますが、事後調査結果で確認された種は評価書よりも増加していたということです。これは、付着生物が増加していることによるものではないかと考察をしております。

苦情はございませんでした。

上田アセスメント担当課長 続きまして、36 ページ、変更届でございます。

東京都市計画道路放射第 35 号線の建設事業でございます。事業の種類は道路の新設でございます。

変更の理由と内容でございますけれども、環状 8 号線との立体交差部の北側の上部を有効利用するというので、暗渠構造、いわゆるボックスカルバート構造にして、それを伸ばすというものでございます。

そのほか、騒音対策として遮音壁の設置並びに吸音板の設置というものを考えてございます。

有効利用でございますが、練馬区の意向によって、ボックスカルバートの上部を駐輪場として利用したいという意向がございまして、今、警視庁等と調整しておるというものでございます。

環境影響評価書の再評価の結果でございますが、全 5 項目のうち 4 項目、大気汚染、騒音、振動、景観について、予測・評価の見直しを行ったところ、評価の結論は変わらないというものでございます。

続きまして、37 ページ、変更届でございます。

西武池袋線の練馬高野台と大泉学園の間の連続立体交差事業と複々線化事業でございます。事業の種類は、鉄道の改良というものでございます。

変更の理由でございますけれども、石神井公園駅の上屋（屋根）の構造が具体化したために、構造物の高さを変更するというものでございます。これは、そこにございますとおり、練馬区で実施された石神井公園駅デザインアイデア画コンテストの応募の中から、中学校 2

年生の女子学生のアイデアが最優秀賞ということで表彰され、そのアイデアを採用するというものでございます。それに従いまして、変更前の屋根の高さが15mから17～19mということで高さが変わるというものでございます。

また、工事の内容についてですが、地中梁を設置しない構造ということにしたことによって、掘削土量が減少するというものでございます。また、貯水槽の埋設により、掘削土量が増加するというものでございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、全5項目のうち3項目で予測・評価の見直しを行ったところ、評価の結論は変わらないという結果を得ております。

以上でございます。

小島審議会会長 これではよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

一括して受理報告を御説明いただきましたが、何かこれらにつきまして、御意見、御質問等ありましたら、どうぞ。

中杉委員、どうぞ。

中杉委員 25ページのところなのですが、調査結果の内容の5の陸上動物の一番最後のところなのですが、水鳥が見られなくなったのは、生息場所を移動したものだということで、だから工事による影響は少ないというのはどういう表現なのか。工事というのは、工事をやって音がうるさいから移動したという話なのか、元に戻ってくることなのか。元に戻ってくるのであれば、工事による影響は少ないという評価でいいのだらうと思うのですが、こういう建設事業をやってことによって、水鳥が生息場所を移動したということであれば、工事という言葉はどうとるかなのですが、何らかの影響があったという評価をするべきなのではないかと思うのですが、そこら辺のところはどう整理をされているのかということをお教えいただければと思います。

上田アセスメント担当課長 そこにも書かれておるとおり、影響がないということではございませんので、影響があったにしても少ないという記載でございます。実際、構造物がなかったところに新たにゲートブリッジ等の構造物ができたことによって、水鳥が生息場所を移したということであれば、ただいま先生から御意見があったとおり、工事というものをどう捉えるかということもございませぬけれども、少なからず、一部の水鳥にとっては影響があったのではないかと思います。工事区間はかなり長いものでございますので、全体として影響はそれほど大きくないという判断ではないかと思っております。

ただ、今後も監視はしておきますので、水鳥が戻ってくるかこないかも含めて、その辺は

事業者申し伝えて、チェックを怠らないようにしたいと思っております。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

多分、表現は検討していただいたり、今後事後調査を続けていくのでしたら、それに応じてということでしょうか。では、そういうことでよろしくお願いします。

平手委員、どうぞ。

平手委員 京王線の立体のものなのですが、18 ページ、景観の第 1 項目で、知事意見に対して内容を追記したとあります。評価書の 383 ページ、この絵は追加された絵ですね。このときに多少議論があったのが、都民の意見だったと思いますけれども、例えば 385 ページ、これは日照の状態が上の状態は人に影が出ていますが、下になってくると当然出ないわけです。そのあたりが、たしか都民の方から意見があったと思うのです。

恐らく、その意見はこの評価に関する問題もありますけれども、こういうあり得ないモニタージュをつくってしまっていることへの姿勢の批判という面もあると思うのです。ですから、ある観点が抜け落ちているということは、ほかの評価についてもいいかげんにやっているという言い方は変ですけれども、そういう見方がされている可能性がある。かなり重要な問題であったはずなのに、その辺、知事意見のところでははっきりとは盛り込まなかったにしても、モニタージュを加えるという作業を必要に応じてやっていただいたとすれば、このあたりもその段階でその重要性にかんがみて修正していただくとか、日照のない写真に置きかえるとかすれば、そのあたり問題はクリアーできるので、その辺、もう少し慎重にやっていただいたほうがよかった。これは知事意見のところにも余り詳しく盛り込めなかった、こちらでの反省でもありますけれども、今後、注意いただいたほうがいいのではないかと思います。

小島審議会会長 何か事務局からコメントありますか。

宗野アセスメント担当課長 平手先生のおっしゃったとおりでありまして、要するに、今、言ったのは高架の部分がもう少し実際には暗いだろうという話があって、モニタージュですから、イメージをよくするために明るさが調整できているので、実際に近い形でつくらなくてはいけないのではないのかという意見がたくさん来ていましたから、それを踏まえて事業者がつくるべきだったのだと思いますが、そうなっていないということでもあります。

この案件について、そのような形で事業者がつくってしまっておりますけれども、ほかにもこのような高架のものはありますので、そのようなことを事業者のほうに留意して作成するように指導していきたいと思っております。

小島審議会会長 では、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

山本部長、どうぞ。

山本第二部長 二子玉川の件で一言。建設作業騒音の件なのですけれども、工事をやっているときに苦情が31件も出ているということと、予測値を上回ったという関連性は予測の場所と苦情者の場所が必ずしも一緒ではないから、関連があるないということとは言えないのですが、ただ、予測値を上回ったという理由の中に、東急電鉄の高架を走行する車両によるきしみ音等が連続して発生している中で、建設工事騒音だけを測定することができなかったためであるという記述があると、いつものことなのですが、私は非常に怒りを覚えてしまうのです。レベル波形をちゃんと示していただいて、建設作業騒音とそれ以外のものをちゃんと分離して記入してほしいということなのです。本当は分離して除外音処理をしていればはかれるはずなのです。だけれども、それをやらなかったということで、私はそれも問題だと思いますが、少なくともそれができないのであれば、時間的な騒音レベル変化の図を示して、この部分が建設作業でこの部分が東急の電車の部分で、だから分離はなかなか難しかったということを事後調査報告書に書いていただきたい。

今、単に二子玉川だけのことを言いましたけれども、ほかの建設作業の騒音でも、何回も同じようなことが出てきていたので、事後調査報告書の中には建設作業騒音については、全て義務づけるぐらいのことをしていただきたいと思います。それを見ないと、測ったものが予測したものと全く違うものになっている。二酸化窒素を測りたいのに炭酸ガスを測ってしまうような、全く違うものを測って、それを結果に載せて分離できませんでしたというのは同じようなことなので、担当者としては苦言を言っておきたいと思いますので、事務局から気がついたら必ずそういうふうに指導していただきたいと思います。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。少し時間が押していますので、よろしければ、この辺で一度締めたいと思います。特にこれはということがあればお聞きしますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、今、評価書に対するこの審議会の委員の意見、今の事後報告書についても、共同的にいろいろ問題点があるという御意見をいただきましたので、これは技術指針での検討にも関係することだと思っておりますので、今後、気をつけながらやらせていただきたいと思っております。

事務局には、事後報告のおくれについては早速対応していただいて、ありがとうございました。今後もいろんな問題が出てくると思いますが、それなりによろしく願いますということで、受理関係について、一応これで終わらせていただきます。今の委員の意見を適切に反映していただければと思います。

そのほかに、何か全般でございますか。よろしければ、これをもちまして本日の審議会は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方、退場してください。

(傍聴人退室)

(午前11時23分閉会)